

上野事務所ニュース

24年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

住民税の特別徴収通知について

住民税の特別徴収を行う事業所宛に、今年度の徴収税額通知が送付されてきます。

6月は、年額を12等分した額と過不足を調整して納付するため、7月以降とは金額が異なります。給与計算の際、お気をつけください。

被扶養者資格の再確認について

被扶養者が現在も被扶養者要件を満たしているか確認をするため、協会けんぽより被扶養者リストが

事業所に送られます。(5月末より)

◆再確認が行われる被扶養者

以下①、②の被扶養者を除くすべての被扶養者が対象です。

①平成24年4月1日において18歳未満の被扶養者

②平成24年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

被扶養者リストが届きましたら、リスト内の被扶養者が、現在健康保険の被扶養者の要件を満たしているか確認し、チェック等を記入してください。

記入後被扶養者リストに事業主印を押印し、協会けんぽに返送してください。

被扶養者となれない方は、扶養削除の届出を行いますので上野事務所にご連絡ください。

特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者、東日本大震災による被災離職者

など、就職が特に困難な人をハローワークの紹介により雇い入れた事業主に対して支給される助成金・奨励金があります。

1.特定就職困難者雇用開発助成金

【要件】

高齢者(60歳以上65歳未満)、障害者、母子家庭の母等を新たに継続して雇用する労働者として雇入れること。

【支給金額】(中小企業)

対象労働者 (一般被保険者)		支給額	助成対象 期間
短時間労働者以外	高齢者、母子家庭の母等	90万円	1年
	重度障害者を除く身体・知的障害者	135万円	1年 6ヶ月
	重度障害者等	240万円	2年
短時間労働者	高齢者、母子家庭の母等	60万円	1年
	身体・知的・精神障害者	90万円	1年 6ヵ月

2.高齢者雇用開発特別奨励金

(1)雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者※を1週間の所定労働時間が20時間以上かつ1年以上継続して雇用する労働者として雇入れること

※雇用保険の資格を喪失した離職の日から 3 年以内に雇入れられ、その離職の日以前 1 年以内に 6 ヶ月以上の雇用保険被保険者期間があった者であること

【支給金額】（中小企業）

対象労働者	支給額	助成対象期間
適当たりの所定労働時間が 30 時間以上の者	90 万円	1 年
適当たりの所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満のもの	60 万円	1 年

3.被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者・被災地域に居住する求職者（65 歳未満）を雇入れること

(1)被災離職者

震災により離職し、以下の①～③全てを満たす方

- ①東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③震災により離職を余儀なくされた方

(2)被災地域居住求職者

震災発生の日、被災地域に居住していた方で震災後安定した職業についたことのない方

【支給金額】（中小企業）

対象労働者（一般被保険者）	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	90 万円	1 年
短時間労働者	60 万円	1 年

◆千葉の被災地域（災害救助法適用地域）

旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

助成金が受給できない場合があります

- ◎対象労働者を紹介日以前に雇入れ事業所で事前研修を受けさせていた場合
- ◎対象労働者を紹介日以前にアルバイト、ボランティアを行っていた場合
- ◎対象労働者を紹介日以前に雇用予約がある場合

*これ以外にも解雇者を出した場合等、受給できない場合があります。（詳しくは来月号にて）

Q & A なぜなに どうして？

Q；改正育児・介護休業法が全面施行されるというお知らせが届きましたが、会社はどのような対応をすればよいですか？

A；以下①～③制度については常時 100 人以下の従業員を雇用する事業主には適用が猶予されていましたが、平成 24 年 7 月 1 日からは企業規模にかかわらず適用となります。

会社は従業員から制度利用の申し出があれば拒むことはできません。

1.猶予されていた制度

- ①育児のための短時間勤務制度
- ②育児のための所定外労働の制限
 - ①、②共に 3 歳までの子を養育する従業員が利用できます。
- ③介護休暇

要介護状態の対象家族が、1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日の介護休暇を 1 日単位で取得できます。

2.現在も全ての事業主に適用される制度

(1)育児休業

子が 1 歳になるまで（一定の場合 1 歳 2 ヶ月、1 歳 6 ヶ月）仕事を休めます。

(2)介護休業

介護のため通算 93 日まで会社を休めます。

(3)子の看護休暇

小学校就学前の子どもの病気の看護のために、1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日の介護休暇を 1 日単位で取得できます。

(4)法定時間外労働の制限

(5)深夜業の制限

(6)介護のための短時間勤務制度等

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。

天候によっては 5 月から行います。宜しくお願い致します。